



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年5月15日金曜日 第2065号外1

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

漁業免許の内容等の公示..... 1

### 告 示

#### ○愛媛県告示第672号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定に基づき、共同漁業の免許の内容たるべき事項等を次のように定める。

平成21年5月15日

愛媛県知事 加戸守行

1 免許番号、免許の内容たるべき事項、関係地区及び制限又は条件

(1) ア 免許番号 燧共第178号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
"	いぎす漁業	"
"	ひじき漁業	"
"	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
"	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
"	さざえ漁業	"
"	かき漁業	"
"	あさり漁業	"
"	いがい漁業	"
"	たいらぎ漁業	"
"	あわび漁業	"
"	みるくい漁業	"
"	たこ漁業	"
"	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
"	うに漁業	1月1日から12月31日まで

"	えむし漁業	"
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	"
"	雑魚建網漁業	"
"	雑魚建干網漁業	"

(イ) 漁場の位置 今治市大西町地先

(ウ) 漁場の区域

Aア、AD、Bイ及びBイCの4直線並びにAB間及びBCD間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 今治市大西町と市波方町との最大高潮時海岸線における境界

B 今治市大西町花木鼻西端

C 今治市大西町諏訪鼻北端

D 今治市大西町八幡山頂上

点 ア Aから松山市小安居島北端見通し線とDから今治市波方町錨掛鼻南端見通し線との交点

イ Bから今治市大西町怪島北端見通し線とCから今治市波方町錨掛鼻南端見通し線との交点

ウ 関係地区 今治市波方町小部地区、同市大西町

エ 制限又は条件

(ア) Cから今治市波方町錨掛鼻南端見通し線とDから同鼻南端見通し線との間の最大高潮時海岸線から2,000メートル以内の区域について同市菊間町亀岡地区からの入漁を拒んではならない。

2 免許予定日

平成21年8月15日

3 申請期間

平成21年5月15日から平成21年6月30日まで

4 存続期間

平成21年8月15日から平成26年3月31日まで